〈子どもの権利〉　第1号

発行年月：令和7年4月　編集：韮崎市こども子育て課

「韮崎市子どもの権利に関する条例」をつくりました！

子どもや子育て家庭を支援していくために、みなさんから意見を聴きながら、条例をつくりました！
韮崎市子どもの権利に関する条例の全文はコチラからどうぞ！

【条例本文】　【やさしい版】

何で条例をつくったの！？

「子どもの権利」についてみんなに知ってもらい、
子どもにやさしいまちづくりを進めていくためです！

「子どもの権利」とは・・・

- 意見を表す権利
- 表現の自由
- 休み、遊ぶ権利

などがあります！

他にもたくさんの権利があるので、
ココから覗いてみてくださいね！
↳（日本ユニセフ協会のホームページへGO！）

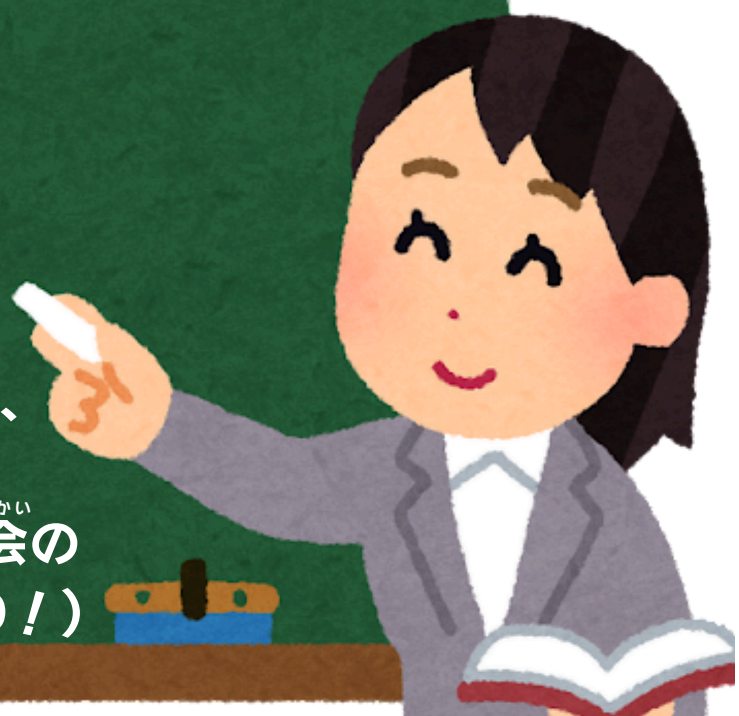

子どもたちの声

- 子どもの権利について、沢山の人に知ってほしい！
- 子どもが安心して生活ができ、自分らしく成長したい！
- いじめや暴力、差別がない社会になってほしい！
- 子どもが気軽に意見を出せる環境があるといい！

韮崎市子どもの権利に関する条例を紹介します！

前文

＊大切なことは何かを考えながら条例をつくりました。

- 全ての子どもは、生まれながらにして幸せに生きる権利を持っています
- 子どもは、社会の一員として一人ひとりの違いを「自分らしさ」として尊重され、自分の考えや感じたことを自由に表すことができ、また、様々な活動の場に参加することができます
- 大人は、常に子どもの心情や意見を尊重し、成長や発達に応じて子どもにとって今最も良いことは何かを考えながら子どもの育ちを支えます

役割

子どもの権利を守るために みんなで協力します！

市

市民のみなさんや、育ち学ぶ施設の関係者と連携し、子どもにやさしいまちづくりを進めます！

市民

安全で安心な地域の環境をつくり、その環境を守るよう努めます。

保護者

子どもとの時間を大切にし、子どもの声に耳を傾け、意見等を尊重するよう努めます。

育ち学ぶ施設

市、市民、保護者と連携し、子どもの権利を保障します！

相談窓口

悩みごとを抱えていませんか？
電話で相談できる窓口があります。

韮崎市 こども子育て課
こども相談担当
＊日頃の困りごとや、悩みごとがあれば連絡してください！
☎：0551-22-1118
✉：kodomo@city.nirasaki.lg.jp

子どもの権利相談室やまなしスマイル
＊日頃の困りごとや、悩みごとがあれば連絡してください！
☎：055-225-3958
✉：kodomo-kenri@pref.yamanashi.lg.jp

いじめ・不登校ホットライン
（24時間子供SOSダイヤル）
＊学校や家庭での困りごと、悩みごとがあれば連絡してください！
☎：0120-0-78310